

# 司法 の窓

対談

春風亭昇太さんと考える  
家庭裁判所と  
地域社会のつながり



Vol. 86

2021年  
(令和3年)

最高裁判所広報誌

## 対談 春風亭昇太さんと考える

家庭裁判所と地域社会のつながり

2

15のいす	「判断する」ということ 最高裁判所判事 小池裕	1
トピックス1	成年後見制度の地域連携ネットワーク	10
トピックス2	労働審判制度15周年	12
トピックス3	未来の裁判員のみなさんへ	14
トピックス4	木澤克之最高裁判事によるオンライン講義	16
裁判所めぐり	盛岡地方・家庭裁判所	17
海外司法スケッチ	宮崎裕子最高裁判事海外交流レポート	20

司法の窓は、裁判所ウェブサイトでも  
ご覧いただくことができます。

第86号

2021年5月発行



【最高裁判所】

1974年（昭和49年）竣工

表紙の写真は最高裁判所の正面  
玄関で撮影されたものです。

# 15のいす

## —「判断する」ということ—

最高裁判所判事

小池 裕



私たちは、日頃、身近なことから大事な事柄まで、多種多様な判断をしながら生活しています。判断の仕方は、直観的に、論理的に、あるいは妥協的に行うなど、時々状況に応じて様々です。日常的にはそのような判断の蓄積を基に活動していますが、それが事件や争いごとになると訴訟で決着をつけなければならぬ場合があります。

訴訟は、事実に基づき道理に照らして裁判所を説得した方が勝つという仕組みといえるでしょう。訴訟の当事者は、正当性の根拠を合理的に主張し、それを証拠に基づいて証明する必要があります。審理手続は、原則として公開の法廷で、見て聴いて分かる形で進められます。

裁判所はこのような審理を経て判断を示すのですが、法律の解釈、事実認定の見極め、行為の相当性の法的評価等について、難しい判断を迫られることが少なくありません。このような場合には、合議体で審理して各裁判官が率直で柔軟な議論をすることが非

常に有意義で重要だと思います。異なる意見を尊重しつつ多角的に検討し、乗り降り自由な議論を重ねる中で、問題点が整理され、考察が深化して、确实により熟した判断に到達できるのです。

裁判所は、認定事実に基づく実証性と法に基づく論理性に従って、公開の法廷で判決によって判断を示します。裁判所が法廷という国民にオープンな場で審理し、判決という合理的な検証が可能なスタイルで公権的な判断を示すことは、民主主義国家においてとても重要な意義があると考えています。

数多の歴史的な経験や思索を経て、裁判所は法的紛争の公権的な解決について国民の負託を受け、そのための裁判の仕組みが築かれてきました。見解の分かれる事柄について明快な判断を示すのは実に難しいことですが、裁判所の果たすべき役割を肝に銘じ、国民が見て聴いて分かる審理、説得力を備えた判断を目指して努力を重ねていくことが、何より大切であると思います。

(こいけ・ひろし)





今回は、人気落語家の春風亭昇太さんをお迎えし、家庭裁判所の役割や、家庭裁判所が地域社会と連携していくことの大切さをともに考えました。感染症対策を講じての対談となりましたが、落語との共通点が発見できたりと話は盛り上がり、家庭裁判所をより身近に感じていただくことができました。

## 家庭裁判所の成り立ちと役割

手嶋 本日は、お忙しいところ最高裁判所にお越しいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

昇太 よろしくお願ひいたします。

手嶋 今日、昇太さんと、家庭裁判所のこと、特に地域社会とのつながりについてお話しさせていただきます。早速ですが、昇太さんは、家庭裁判所について何かイメージをお持ちですか。

昇太 そうですね。小学校の通学路の途中で簡易裁判所があったのですが、子どもながらに、ここはきちんとした場所で、入って遊んではいけないと感じていました。今は、最高裁判所のすぐ側にある国立演芸場に出演することがあります。なぜか、僕は子どもの頃も、大人になってからも、裁判所の

前を通ることが多いのですね。

手嶋 やはり裁判所はちょっと堅いイメージということでしょうか。

昇太 そうですね。ただ、家庭裁判所は、家庭内の揉め事があるとお世話になるところなので、裁判所の中では一番身近な裁判所だと思っています。ありがたいことに、今まで、私の家庭内では揉め事などはあまりなかったですが。

手嶋 昇太さんが幸せいっぱいいらっしゃるのによく承知しております。

昇太 いやいや、この先、何かが起こる予感はあるのですが（笑）。

手嶋 いえいえ、何も起こらないと確信しております（笑）。

ところで、家庭裁判所は昭和24年（1949年）生まれで、平成31年1月

1日に70歳の誕生日を迎えたところです。戦前は、家庭に関する事件を専門に扱う裁判所はなかったのですが、両性の平等など新憲法の理念に基づいて専門の裁判所が設立され、行政機関だった少年審判所をこれに統合する形でスタートしました。当時は、戦争のために両親を亡くした戦災孤児が全国に12万人いたとも言われ、身寄りのない子ども達が街にあふれ、食べるために窃盗などの罪を犯し、検挙される少年も後を絶たなかったとのこと。その保護が急務であり、家庭裁判所は少年審判や養子縁組審判などを通じて、実質的に少年達の生活環境を整え、再出発させる役割を果たしていました。

昇太 家庭裁判所は、時代が要求していた場所ということですね。

手嶋 そうですね。私は、この家庭裁判所の成り立ちの話に触れて、生きた昭和史の中に在ると感じました。本当に時代や社会に求められてできた裁判所なのだと思います。その成り立ちから地域・社会の福祉的な問題とも接点を持ち、弱い立場にあった者の権利を守り、将来に向けた立ち直りのための役割を担っていたと思います。

民事訴訟では、事実を確定し、法律を適用して、紛争に一定の「決着」をつけることが、次のスタートを後押しすることになるイメージですが、家庭裁判所で扱う家庭内の問題については、法的「決着」だけでは実質的な解決にならないことも多いです。例えば、離婚自体は夫婦の問題ですが、これに伴って両親の一方と離れて暮らすことになる子どもにもいろいろな思いがあり、父母それぞれとの関係も続きます。どうすれば家庭や親族間で起きた問題が「将来に向けて」解決されるのか、背景にある原因にも光を当て、紛争の「根っこ」にある当事者の思いをしっかり受け止め、将来



春風亭昇太（しゅんぷうてい しょうた）  
昭和57年春風亭柳昇師匠に入門。平成4年真打ちに昇進。その後数々の賞を受賞、平成12年に花形演芸大賞の大賞、第55回文化庁芸術祭（演芸部門）大賞を相次いで受賞。新作、古典を問わず高い評価を得て活躍されている実力派真打ち。平成28年から「笑点」の6代目司会者としてもお馴染み。

を視野に入れた解決を考える必要があります。

昇太 なるほど、法律だけではどうしても裁ききれない、白黒つけるだけでなく、もう少し、ハンドルで例えるなら、遊びの部分がないと、多分、家庭裁判所で扱う問題の解決は、難しいと思います。

手嶋 特に子どもに関する問題は難しいです。例えば、両親が離婚する、お父さんとお母さんのどちらと一緒に暮らしたいと、お父さんに問われればお父さん、お母さんに問われればお母さんと答えてしまう。子どもなりに親に精一杯気を遣う、そしてどちらも大好きだから、どうしたらよいか分からない。他方、両親はご自身のことで精一杯で、子どもの気持ちは置き去りになってしまったり、冷静に受け止められなかったりもします。そこで、問題の「根っこ」にきちんと光を当てるために、家庭裁判所には



**家庭局長 手嶋あさみ（てじま あさみ）**  
最高裁家庭局長。平成3年判事補任官。以後、東京地裁、札幌地家裁、名古屋高裁などで勤務。最高裁民事局課長、情報政策課長、東京地裁判事部総括を経て、平成30年9月より現職。

家庭裁判所調査官という、心理学や社会学などの専門的な知識や技法を身につけた



【プレイルームの様子】

スタッフが配置されています。子どもの調査は、自宅や裁判所内のプレイルームで一緒に遊びながら進めたりするのですよ。

**昇太** ああ、そうか。やっぱり雰囲気や堅い場所だと、どうしても子どももそれを感じて固くなってしまふから、普段遊んでいるような場所で、ちょっと気持ちをほぐしてから話を聴くということですね。

**手嶋** そうなのです。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含め、その子が発する様々なメッセージを専門性を活かしてキャッチし、整理・分析して、裁判官に報告したり、調査の結果を客観的に両親に伝えたりします。両親も、それで子どもの幸せという視点に戻って冷静に話し合いをすることができるようになることもあります。

**昇太** 以前から家庭裁判所の仕事は大変だろうなとは思っていたのですが、ますます大変だなと感じました。いろんな子どもがいる

し、いろんなケースがあるだろうから、短時間で子どもの気持ちを汲んで、さらにそれをご家族に伝えるというのは、ものすごく難しいし、大変なお仕事ですよ。

## 実は共通項あり？

### 調停委員と落語家の仕事

**手嶋** ところで、実は先日、新宿で昇太さんの高座を拝見したのですが、とても楽しかったです。会場は木のぬくもりがある空間で、温かい気持ちになりましたし、あっと言う間に、会場全体、ぐぐっと「昇太さんワールド」に引き込まれてしまいました。

**昇太** 寄席はそんなに広いホールではなく、どちらかと言ったら小さくて、お客さんとの距離がすごく近いから、やりやすいんですよ。落語は、他の人を演じて物語を紡ぐということなので、カテゴリーとしては演劇なんです。だけど、唯一、演劇と違うのが場内を明るくしている点なんです。こちら側が作ったものをお見せしているんじゃなくて、お客さんの様子を見ながらしゃべり方とかネタを変えていくというのが落語家のテクニックの一つなんですよ。

**手嶋** そうすると、常にお話しされながら、人の気持ちを受け止めておられる。

**昇太** そうですね。だから、高座に上がって、しゃべりながら客席を見て、どんなネタがいいだろうかなとか。

**手嶋** そこで考えられるのですか。

**昇太** そうなんです。ネタの候補を幾つか頭に入れて上がるのですが、最終的に決めるのは高座に上がってからで、お客さんの気持ちを観察しながら、これからの高座を完成させていきます。

**手嶋** ちなみに、どのように観察されるのですか。

**昇太** ネタ帳があつて、朝から誰が何のネタをしたかが全部書かれているんです。それを

見ると、今日はとても分かりやすいネタが多い、ということは、難しい話よりは分かりやすい話、例えば動きやしぐさが多い話のほうがいいなと考えたりします。楽屋に客席が見える小さな窓があるんですが、それを覗いて、お客さんがどんなネタで受けているのかというのを聴きます。もちろん前の人ややったネタや同じ傾向の話と重複しないようにします。

手嶋 難しいですね。

昇太 難しいんですよ。最後になればなるほどネタの制限があり、トリは一応責任者なので、大変なんです。僕は高座に上がって話しながらお客さんの様子を見て、このネタでいけるなと考えるんです。

手嶋 すごいですね。あの短い時間で考えられるわけですね。

昇太 ええ、まあ。だから、お客さんにネタを合わせていくというのが、僕たちの仕事なんです。

手嶋 それこそ、言葉になっていないメッセージをいろいろな情報を組み合わせてキャッチしておられるということですよ。

昇太 そうですね。落語家はみんなそれをやっているんですけど、お客さんの表情を見ながらやるのがすごく大事なんです。今、マスクをされているので結構やり辛くて、目は笑っているけど、顔はどうだろうとかね。

手嶋 お話を伺っていて、落語家のお仕事は、調停委員の仕事と共通するところがあると思いました。

昇太 調停委員は、どういう方がされているのですか。

手嶋 調停委員も家庭裁判所と地域社会のつながりの一つの現れです。会社員、弁護士、福祉職、主婦など、その地域社会の中で様々な形で活躍されている方々が選任されています。

豊富な人生経験、社会経験、専門的な知識や知恵を活かして、いわば地域社会の代表として、裁判官と力を合わせて解決に関わっていただいています。

昇太 まさに、落語の中でも、家庭内の揉め事を、その地域で暮らす人生経験が豊富な人物が解決しています。「厩(うまや)火事(かじ)」という落語がありまして、夫婦間の揉め事について、親族じゃなくて、仲人さんのところに相談に行きます。「うちの旦那がこんなんですけど」、「そいつはいけないな」とか言いながら相談する。相談する相手は、すごい人でもなく、すごく離れた人でもなく、本当に身近にいる、割と人生経験が豊富な人なんです。仲人さん、ご隠居さん、大家さんとか、そういった人のところに相談に行くんです。

手嶋 なるほど、相談相手が肝心なのですね。調停と共通する部分がありますね。

昇太 やっぱり相談しやすいということが一番だと思うんですよ。でも、あまり近すぎると相談にならないんでしょうかね。夫婦で揉めていても、自分の家族は自分の味方だし、相手の家族は向こうの味方に当然なる



ぜひ調停委員にスカウトさせていただきたいです。(笑)(手嶋)  
いやいや、人生経験がなさ過ぎます。つい最近まで、ずっと好き勝手に一人で生きてきたもので、それで今、四苦八苦している状態なんです。(苦笑)  
(昇太)

でしょうし。兄弟姉妹なんか入ってくると、お金の問題などめちゃくちゃなことになりそうな感じがするので、ちょっと一歩離れたところで俯瞰<sup>ふかん</sup>して見ることができる人というのが重要なんでしょうね。

手嶋 まさに、そういう昔からの知恵を仕組みとして取り入れたのが調停制度ですね。そしてその支柱である調停委員は、まさに地域社会の力ということなのです。

昇太 調停委員は大変ですね。



## 少年事件と地域社会

手嶋 ところで昇太さん、少年審判については何かイメージをお持ちですか。

昇太 少年だということである程度守られていると思うのですが、被害者側の気持ちもあるから難しい、やはり子どもの事件は難しいと思います。加害者である少年をどうするかは、その少年の生い立ちから考えないといけないことだから、個々の事案によって全部違っていて、まさにそれこそ法律みたいに白黒はっきり決められない、一番難しいことだと思います。

手嶋 まさにそこは大事なポイントで、制度自体もその狭間で揺れ動いてきた経緯があります。以前、私も少年審判を担当しましたが、難しい環境の中で過ちを起こしてしまったけれど、落ち着いた環境で大人がき

ちんと関わることによって、次のステップを踏み出せる子が確かにいるのですよね。少年院に送致した子が、社会に復帰してから、一度手紙をくれたことがあります。少年院送致と言われた時は、出たら絶対に裁判官に危害を加えてやろうと思いましたが、でも今は少年院に行って本当によかったと思っています、今この店で頑張っていると思いますと書かれていました。嬉しくて、実はこっそり働いているところを見に行っていました。

家庭裁判所は、少年事件でも地域社会の力をお借りしています。最終的な処分を決める前に少年の立ち直りの力などをみるために、家庭裁判所調査官に一定期間経過観察をさせる試験観察という手続がありますが、その方法の一つに補導委託があります。民間のボランティアの方に少年をしばらく預け、仕事や通学をさせながら生活指導をしてもらうもので、建設業、製造業、農業などを営む個人の方々や、老人ホームや福祉施設のような施設にご協力いただいています。聞かれたことはありますか。

昇太 聞いたことがないですね。

手嶋 補導委託にご協力いただいているご夫婦が、「お預かりした子どもたちは皆、我が家の子どもたちと実の兄弟姉妹のように生活しています。なかなか心を開いてくれない子もいるけれど、近道はやはり胃袋をつかむことですね。家族で美味しい食事を共にしていると、会話が始まり、その日常の積み重ねの中で信頼関係ができていきます。」と話してくださいました。成人した後も何かあれば少年たちが相談しに来る関係ができているとお話も伺います。感銘を受けましたし、この制度は、やはりすごいと思います。

昇太 テレビなどでは、普通のを映してもあまり意味がないから、どうしてもうまく

いかなかった例が報道されます。先ほどのようなくまいたお話が一般の人にも伝わると、少年事件についてのイメージが変わってくるんだろうなと思います。

手嶋 うれしいコメントです。

もう一つの地域社会の力をお借りしている取組は、少年に対して、審判までの間に行う教育的な働きかけです。清掃活動や高齢者施設での介護補助といったボランティア活動に参加させていただくなど、地域と連携した活動への参加体験を通じて、社会のルールを守ることや責任感をもった活動を経験させ、自分の非行を振り返り、次のステップに繋げさせます。昇太さんは地元サッカーチームの大ファンと伺いましたが、プロサッカーチームにも、こうした取組にご協力いただいている例があります。

昇太 そうなんですね。確かに、子どもって、自分が知っている社会は小さいんだということも分かってないですよ。僕自身もそうでした。高校生の頃、当初、大学進学を希望していなくて、就職したいと先生に伝えたところ、「高校生が知っている知り合いとか、社会はまだ小さい。大学に行くと、知らない場所から来たいろんな人がいて、高校生とは社会の広さが全然違うんだよ。」と言われて、結局、大学に進学しました。確かにそのとおりで、多分、高校卒業後にそのまま就職していたら、絶対に落語の面白さを知らずにいました。

手嶋 そうなのですか。

昇太 僕は、ずっと、落語ってつまらないと思ってたんですよ。たまたま大学の落語研究会の先輩たちが面白かったので落語研究会に入り、その後、何か月もたってから初めて落語を聴きに行ったら、すごく面白くて、びっくりしちゃって。今まで僕が知っていた社会や僕の頭にあったものなんて、全然大したことなくて、もっと広い社会がある

と実感したんですね。だから、今まで自分が付き合っていた友達とかの狭い範囲の付き合いじゃなくて、いろんな年齢や職業の人たちとつながりを持ったり、話したりするのは、子どもにとってはすごい重要なことだと思います。

手嶋 おっしゃるとおりです。そういういろいろな立場の方から得られる刺激で、世界も広がり、希望も持てる、そういうステップを地域の方のご協力を得ながら取り入れているということなのです。地域社会の力は、本当に家庭裁判所にとってなくてはならないものです。



## 成年後見制度と地域社会

手嶋 さて今度は「子ども」から少し視点を転じたいと思います。認知症など精神上的の障害によって判断能力が不十分となられた場合に、後見人などを選任して、生活に必要な財産管理や契約をしたりして法律的な支援をする成年後見制度があるのですが、聞かれたことはありますか。

昇太 はい、あります。判断力が落ちてしまった方に代わって、いろいろな手続などをやってくれる方を選ぶという制度ですね。

手嶋 はい。成年後見制度は、特に社会の高齢化が進む中で、ご本人の権利を守る基盤と

なる制度のほずなのですが、十分に利用されていないという指摘があり、今政府を中心として利用促進のための取組が進められています。

核になるのが、市町村に設置される中核機関と地域連携ネットワークです。ご本人が住み慣れた地域で、その人らしく生活を送れるようにするために、ご本人を身近で支える親族や福祉・医療の関係者など地域の実情に通じた方々がチームとなってご本人を見守るとともに、法律や福祉の専門家などがチームに対して支援を行うネットワークを作り、地域社会全体でご本人や後見人を支えようというものです。

家庭裁判所は法的な判断は得意なのですが、例えば、ご本人にとって在宅がよいのか、施設入所がよいのかなど、福祉的な観点の課題については十分な知見があるわけではないです。ご本人を身近で支え、ニーズや課題を熟知しておられる親族や福祉関係者が、地域連携ネットワークなどを通じて、例えば、ご本人にとってベストな後見人候補者を推薦して下さったりするなどの仕組みが整えば、この制度はより良い形でご本人を支えることができるようになります。

ご本人にメリットを感じていただける制度運用を実現するためには、こうしたネットワークとの連携が不可欠と考えて、制度の運用を預かる家庭裁判所としても、この仕組み作りに積極的に協力しています。まずはネットワークを担当する地方自治体の方々に、制度や家庭裁判所の運用をよく知っていただく必要がありますので、地方自治体や様々な団体との話し合いに参加したり、互いに役立つ情報を交換するなどしています。

## 地域社会とこれからの家庭裁判所

昇太 やっぱりお年寄りでもお子さんでも、何か問題があった時に必要なのは情報ですよ。昔は家族の単位が割と大きくて、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、お隣同士の関係もできていましたよね。僕らが子どもの頃なんて、田舎では鍵をかけずに出かけて、隣の人にお願ひしますと一言かけておいたら、何となく町内の人たちが見守っていてくれるみたいなのがありましたよね。そのようなつながりがどんどんなくなって、小さくなっているから、お子さんでもお年寄りでも手助けが必要な人が今、どういう状況にあるか、分からなくなっているんでしょ。だから、地域社会のつながりをつくるための取組が必要なんですよ。

手嶋 まさにそのとおりです。我々が子どもの頃には、昔ながらの地域社会のつながりやネットワークのようなものがあったと思います。核家族化が進み、そうした昔ながらのネットワークが崩れていく中で、失われたネットワークを今、再構築しているのではないかと思います。日々の生活には、そのような基盤がとても大切ですし、家庭裁判所にとっても、地域社会はより良く役割を果たしていく



ための重要なパートナーであり、この再構築の作業とも連携をとっています。地域社会とのつながりは、本当に大切だと思っているところです。

昇太 そうですね。だから、情報を交換するのでも、多分、文書だけでは駄目だと思うんですよね。例えば、寄席と同じで、人と人が対面して、互いの表情を見ながら、きめ細かく対応しないと本当のことは分からないと思います。でも、それができにくい世の中になっています。落語だったらご隠居さんや仲人さんで解決できたけど、今はそうはいかないですよね。今、仲人さんなんか絶対に絶対相談しないと思います。

手嶋 そもそも仲人さんがいらっしゃらない方も多いですよ。必要なときに家庭裁判所は頼れる存在でありたいと思っています。

昇太 今後、家庭裁判所がますます必要にもなり、重要にもなってくるでしょうね。本当は必要がないのが一番いいんでしょうけど。家族は関係が深いだけに、やっぱり大変ですよ。これから困った方がいらっしゃれば、家庭裁判所って結構頼りになるよって、宣伝活動をしておきます。

手嶋 ありがとうございます。本日の対談をされる前と後で、家庭裁判所についてのイメージが少し変わりましたか。

昇太 はい。家庭裁判所が身近な存在であることがよくわかりましたので、もう遊びに行っちゃいますよ。

手嶋 はい、ぜひ遊びにいらしてください。

昇太 だけど、裁判所に何か手続をお願いするとなると、すごいハードルが高いと思っている方はまだ多いと思います。家庭裁判所による手続を必要としているのであれば、うまく利用させてもらうというのは大事ですよ。

手嶋 調停手続に呼び出されただけで激怒される方もいらっしゃって、なかなか難しいの

ですが、おっしゃるとおりです。法律は、堅苦しいイメージもありますが、私は人間の「知恵」だと思っています。

昇太 人は集団で生きることを運命づけられた生き物ですよ。他の生き物に比べたら非常に弱いので一人では生きていけない。でも、集団で生きると、必ずぎすぎすしたり、揉め事が起きるわけですよ。そこで間に人が入ったり、法律で決めたりすることが必要になるのです。ご苦労は多いとは思いますが、家庭裁判所に対する親しみは生まれました。でも、なるべく相談に行かないで済むように、家庭づくりを心がけていきたいと思っています。

手嶋 何と申し上げるべきか（笑）。

それでは最後に一つ、私からなぞかけを。「家事調停」と掛けまして「春風亭昇太師匠」と解きます。

昇太 その心は？

手嶋 話すと落ち（オチ）着くでしょう。

昇太 座布団3枚！

手嶋 座布団3枚、いただきました！

本日はどうもありがとうございました。

昇太 ありがとうございます。

（対談日 令和2年10月30日）

対談を通じて昇太さんからたくさんヒントをいただきました。家庭裁判所が家庭や少年の未来に「あかりを灯す」存在になれたらと思います。（手嶋）



# 成年後見制度の地域連携ネットワーク

## ◆◇地域共生社会をめざして

今、国の基本計画（※<sup>1</sup>）に基づいて、成年後見制度（※<sup>2</sup>）の利用を促進するための施策の一つとして、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村が地域連携ネットワークという地域連携の仕組み作りをしていることを知っていますか。

地域連携ネットワークとは、地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

家庭裁判所も、制度の運用を担う司法機関の立場から、地域連携ネットワークの一員として、各地方自治体や様々な団体と協力し合いながら、地域連携ネットワークがより充実したものとなるように、その整備の後押しをしています。

※<sup>1</sup> 「国の基本計画」とは、平成29年3月24日に閣議決定された、成年後見制度の利用を促進するための計画です。

※<sup>2</sup> 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人、ここでは「後見人等」といいます。）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。



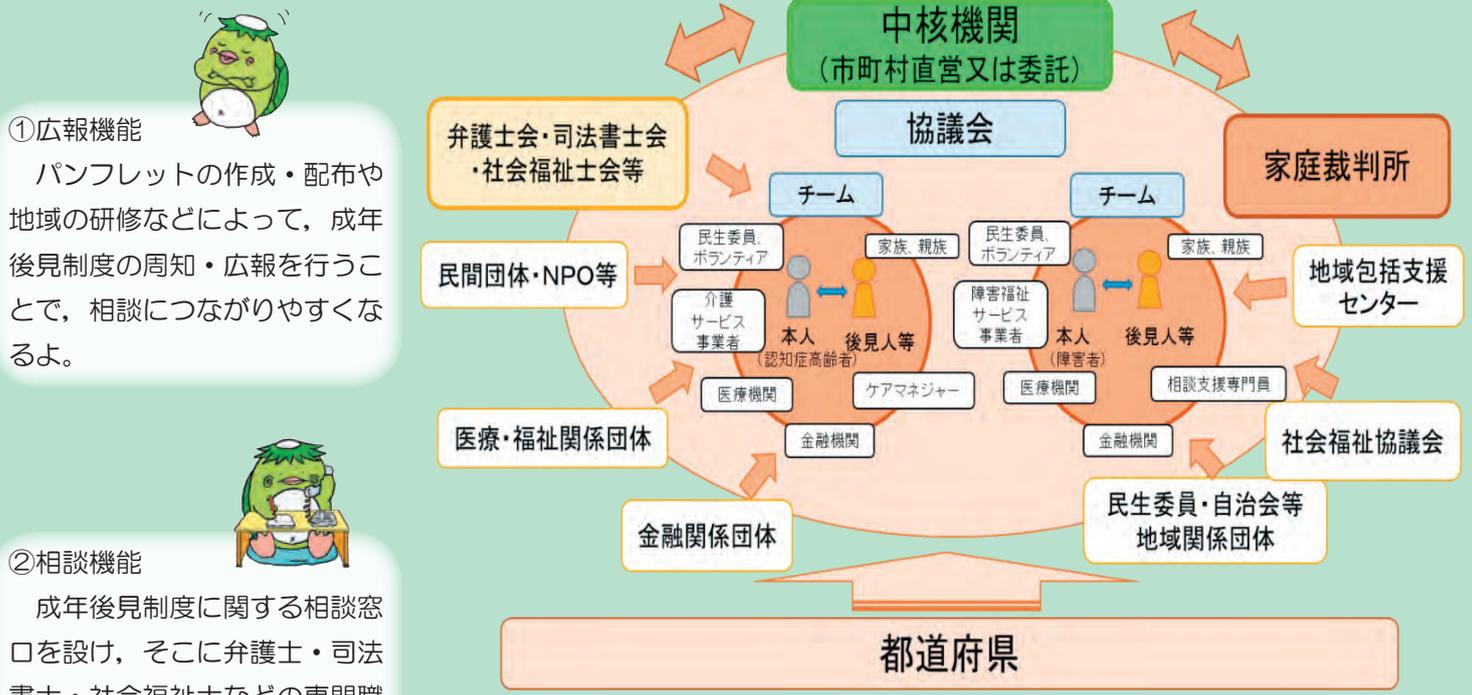
## 地域連携ネットワークが果たす役割

なぜ、今、地域連携ネットワークが必要なのでしょう。

成年後見制度は、上記のように判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度ですが、十分には利用されていないという指摘があります。

地域連携ネットワークや中核機関が整備され、右の図の「4つの機能」を果たすことによって、支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域でご本人らしく生活できるようになることが期待されます。

## 地域連携ネットワークと中核機関の「4つの機能」



【厚生労働省作成資料より】

- 中核機関**  
地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関
- 協議会**  
専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体
- チーム**  
ご本人に身近な親族、後見人等、福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的にご本人を見守る仕組み

**① 広報機能**  
パンフレットの作成・配布や地域の研修などによって、成年後見制度の周知・広報を行うことで、相談につながりやすくなるよ。

**② 相談機能**  
成年後見制度に関する相談窓口を設け、そこに弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が参加することによって、相談者のニーズに合った支援につなげることができるんだ。

地域連携ネットワークは、①チーム、②協議会、③中核機関によって構成されているよ。家庭裁判所も地域連携ネットワークの一員なんだ。

**③ 成年後見制度利用促進機能**  
中核機関が、ご本人の状況などを考慮して、適切な後見人等の候補者を裁判所に推薦することで、ご本人のニーズに合った後見人等が選任されるようになるよ。

**④ 後見人支援機能**  
中核機関が後見人等の相談に応じるなどの支援を行い、必要なケースでは後見人等や福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的にご本人を見守ることで、ご本人の状況の変化に適切に対応できるようになるんだ。

## みんなで創る「魅力ある社会」

成年後見制度という言葉聞いたことはあるけれども、必要とする人に制度を利用してもらうため、また、より使いやすい制度にするために、現在どのような取組が行われているのか、よく知らなかった方も多いかもしれません。後見人等が一人でご本人を支えるのではなく、裁判所、福祉・医療・地域等の関係者、専門職の団体など、地域連携ネットワークに参加する皆で、支援を必要とする人たちを支えることによって、成年後見制度はより魅力的で使いやすい制度になるのです。



# 労働審判制度 15周年

## ～労働審判制度のこれまでの歩み～



令和元年11月に撮影されたものです。現在、各地方裁判所では、各地域の実情等を踏まえ、感染防止対策に取り組んでいます。

【審理の様子（イメージ）】

労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和3年4月に制度開始15周年を迎えました。

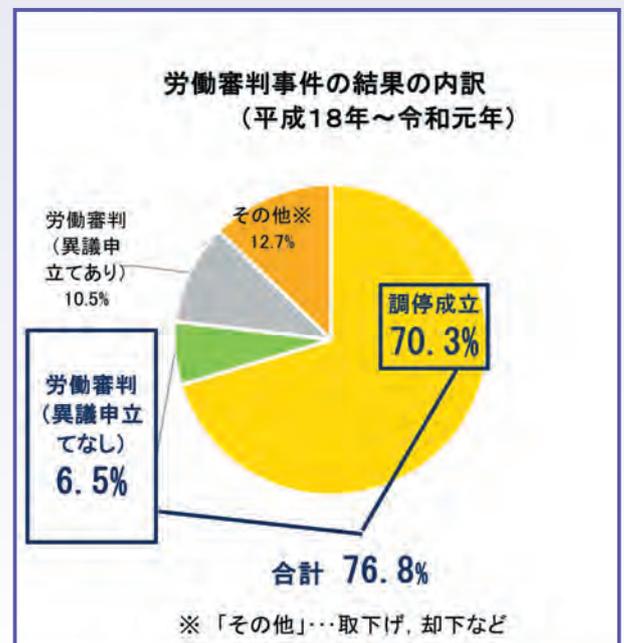
この制度は、増加する個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブルを、迅速、適正かつ実効的に解決するために、司法制度改革の一環として誕生した制度であり、現在、年間3,000件以上の申立てがあります。【グラフ1】

これまで、労働審判制度の3つの特徴である「専門性」、「迅速性」、「柔軟性」を活かしつつ、解雇や給料の未払など、多くの労働関係のトラブルが解決されてきました。

【グラフ1】



【グラフ2】



# 労働審判制度の3つの特徴

## 迅速性

労働審判手続は、原則として3回以内の期日で審理を終えることになっているため、迅速な解決が期待できます。

平成18年から令和元年までに終了した事件の平均審理期間は**77.2日**であり、制度開始以来、多くの事件が申立てから3か月以内に終了しています。

## 専門性

労働審判手続は、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識や経験を持つ労働審判員2名から構成される労働審判委員会が行います。このように、**労働関係の専門家**が、裁判官と一緒に審理や判断に加わることが労働審判手続の特徴の1つとなっています。



【労働審判委員会（イメージ）】

労働審判委員会は、当事者双方の言い分や証拠等を確認すると、まず、調停という話し合いによる解決を試みます。話し合いがまとまると手続は終了し（調停成立）、話し合いがまとまらない場合は、労働審判委員会が労働審判と呼ばれる判断を示します。調停でも、労働審判でも、トラブルの実情に即した柔軟な解決ができる仕組みになっています。

制度開始以来、全体の約7割の事件で調停が成立し、これに労働審判に対する異議申立てがなく確定したものを合わせると、**8割近く**の事件が労働審判手続の中で最終的に解決されています。【グラフ2】

## 柔軟性

## ニーズに応じた手続

### テレビ会議

労働審判委員会の判断により、実際に事件を扱う裁判所から遠く離れた場所に住んでいる方でも、テレビ会議を利用して、最寄りの裁判所で期日における手続に参加することができます。

### ウェブ会議

令和2年から、一部の庁で、労働審判委員会の判断により、裁判所と弁護士事務所等をウェブ会議でつないで手続を進めることができるようになり、順次利用できる庁が広がっています。



これからも、利用者のニーズに応えながら、労働審判制度の特徴を最大限活かし、労働関係のトラブルを迅速、適正かつ実効的に解決できるよう、取り組んでいきます。

# 未来の裁判員のみなさんへ

～私たちの経験や感想をお伝えします～

平成21年5月に裁判員制度がスタートし、これまでに約10万人の方に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加いただきました。もっとも、身近に裁判員経験者がいる方はそう多くはないかと思っています。「裁判所ってどんなところ?」「裁判官ってどんな人?」「実際に裁判員裁判を経験した方のお話を聞いてみたい!」という疑問に答えるため、BSテレビ番組やラジオ番組を通して裁判員制度の紹介や裁判員経験者の声をお届けしました。今後とも広報活動でいただいたみなさんの声はより良い裁判員制度の実現に向けて活かしてまいりますし、また、感染防止対策を含め、万全の態勢を整えてみなさんのご参加をお待ちしています。

## 政府広報ラジオ番組 「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」に出演

ラジオの良さは、お仕事や家事・育児といったほかのことをやりながらでも聴けること。お忙しい方にも裁判員制度の意義をお伝えできるよう、最高裁判事局市原志都第二課長がラジオ番組にゲスト出演しました。



番組では、「裁判員って何するの?裁判員制度をよく知ろう」をテーマに、司会の柴田阿弥さんの質問などに答える形式で、まず、裁判員に選ばれるまでの流れや裁判員の役割をお伝えし、法律の知識は必要ないこと、さまざまなバックグラウンドや経験をお持ちの裁判員と裁判官が一緒になって議論することの意義など、広く裁判員制度について紹介しました。

## 裁判は難しい?審理は長くなる?

話が進むにつれて、パーソナリティのお二人の裁判員裁判は難しい・よく分からないという印象も変わり、具体的なイメージを持っていただけたようでした。また、お二人にとっても、審理が5日から6日程度で終わるものも多いことは意外だったようです。

番組の最後では、お二人から「立派な社会貢献なんだなと気づきました」「大変そうだけど、裁判官やほかの裁判員のみなさんと一緒に考えるのであれば安心」との感想をいただきました。



ラジオ番組や次に紹介するBSテレビ番組は、アーカイブとして、政府広報オンラインのウェブサイトで見聴できますので、是非ご視聴ください。

左から  
タレントのオテンキのりさん  
市原第二課長  
アナウンサーの柴田阿弥さん



政府広報  
オンライン

検索

政府広報テレビ番組「宇賀なつみのそこ教えて！」に出演



番組キャラクター  
レイワくん

裁判員経験者座談会から

BSテレビ番組では、裁判員経験者による座談会（司会は永渕健一裁判官（東京地裁））を中心に、裁判員経験者の経験や感想、裁判員制度の概要をお伝えしました。



（座談会の様子）

最初は不安だったけど・・・



貴重な経験ができると思った反面、自分のできるのか、最初は不安でいっぱいでした。しかし、裁判官が分かりやすく説明してくれたり、他の裁判員や裁判官と一緒に考えていくことができたので、徐々に不安は消えていき、裁判員として結論を出すことができました。また、小学生の子供がいますが、夕方までには裁判所を出ることもできたので、育児と裁判員の両立も十分可能でした。【大学職員 京極さん】

裁判って難しいイメージが・・・



裁判というと、すごく難しいイメージでしたが、審理のポイントは整理されており、素人でも分かるよう言葉遣いも工夫されていました。また弁護人や検察官が配布する資料も非常に分かりやすかったです。実際に裁判員として参加してみて裁判に対するイメージは変わりましたし、裁判員に求められているのは法的知識ではなく、一般人の常識・感覚だと実感しました。【会社員 高島さん】

これから裁判員になるみなさんへ



私は、自分の子供に裁判員としての経験を話しましたが、学校で経験談を聞いたり、模擬裁判をする機会があれば、（将来裁判員になる可能性のある）多くの子供たちにとって勉強になると思います。裁判所からの封書が届いて、最初はびっくりすると思いますが、裁判員を経験することで、事件についての報道の見方が変わるなど、私自身にとっても良い経験になりましたので、ぜひチャレンジしてほしいと思います。【会社員 室山さん】

より身近な裁判員制度を目指して

そのほか、名取桂裁判官（東京地裁）が、新型コロナウイルス感染症対策が施された法廷や評議室を番組キャラクターのレイワくん案内しながら、裁判員に選ばれたら何をするのか具体的に説明するとともに、国民のみなさんの意見が反映されることでより社会に即した裁判ができることに裁判員制度の意義があるとお伝えしました。



（名取裁判官による裁判所ツアー）



スタジオでは、司会の宇賀なつみさんやレイワくんからの質問に安東章刑事局長が答える形で番組が進行しました。宇賀さんからは、もし自分が選ばれたときは前向きに参加したいという気持ちになったとの感想が寄せられ、裁判員制度をより身近に感じていただけたようです。

（裁判員制度について説明する最高裁判事局安東章刑事局長）

## 「法と社会」～法律は身近なもの～

最高裁判所では、次代を担う若い世代に、現代社会における司法の意義や魅力などを伝え、司法をより身近な存在として感じてもらうとともに、法律家を将来の進路選択の一つとしてもらうための様々な取組を行っています。今回は、神戸市の須磨学園高等学校2年生の教室と最高裁をウェブ会議システムでつないで行われた、<sup>きざわかつゆき</sup>木澤克之最高裁判事による講義を紹介します。

### 判事から生徒へ

木澤判事は、身近なコンビニでの買物を例に挙げ、買物という日常のごく当たり前の行為も法律に定められた売買契約であり、あらかじめ定められたルール（法律）を皆が尊重することで社会が成り立っていることをお話ししました。

また、法律家の役割として、紛争を解決するだけでなく、コンビニでの「電子マネー決済」のよう

な新しい技術についても、どのようなルールを作れば紛争を未然に防げるかを考え、ルールや社会の仕組みづくりに携わっていることを紹介しました。

そのほかにも、判事自身が法律家を目指したきっかけや学生時代の勉強方法などのエピソードを交えながら、法と社会についてお話をしたところ、生徒からは「法律は自分たちの生活に密接に関係しているものだと分かった」、「親近感を感じ、裁判官への印象が変わった」などの感想が寄せられました。



生徒からの「弁護士が正義のためというより、被告人のために戦わなければならないのはなぜですか」という問いに対して、判事は「弁護士が依頼者のために最善を尽くすことが、真実に近づくための良い方法であり、結果として正義の実現になると考えられる」と答えました。ほかにも「裁判で一番大切にしていることは何ですか」と尋ねると、「最高裁に解決や決着が求められる事案には、現実的な利

害関係だけではなく、制度の目的や社会の仕組みに対する影響といった要素もあり、その調和点としての正義を探ることはとても難しく、自分の出す結論が正義にかなっているかどうか、よく考えることを大切にしている」と普段は直接聞くことのできない判事の想いが語られました。

### 生徒から判事へ

講義中、一人一人が判事の話熱心に聴き入っている様子が画面を通して伝わってきました。オンラインの特性をいかし、物理的な距離を超えて交流ができたのではないのでしょうか。

木澤判事の講話や生徒からの質問回答の詳細は、裁判所ウェブサイトでご覧いただけますので、興味のある方は右側の二次元コードからアクセスしてみてください。



# 裁判所めぐり



夏休みこどもイベント

## 岩手県 の紹介

岩手県は、本州の北東部に位置し、東西約122キロメートル、南北約189キロメートルと南北に長い楕円の形をしています。県の総面積は約15,275平方キロメートルで、北海道に次ぐ面積を有しています。県内の太平洋沿岸の海岸線は三陸復興国立公園に指定されており、そのほぼ中央に位置する宮古市を境にして、北部は湾の少ない隆起海岸、南部は北上高地の裾野が沈水してできたリアス式海岸となっています。県土の約80パーセントが山林原野であり、起伏に富んだ広大な山河、海岸線により、地質・鉱物・動植物等が織りなす豊かな自然景観を誇っています。

このような風土、地勢を持つ岩手県には、盛岡地家裁本庁のほか、6箇所の支部（花巻、二戸、遠野、宮古、一関、水沢）、2箇所の家裁出張所・独立簡裁（久慈、大船渡）、1箇所の独立簡裁（釜石）があります。

裁判所本庁、支部の管轄区域ごとに、自然、伝統文化、食文化を中心に岩手県を紹介します。



## 盛岡地家裁本庁 の紹介



盛岡地家裁本庁の敷地内には、石割桜があります。花崗岩の大きな石の割れ目から育ったエドヒガン桜で、大正12年に国の天然記念物に指定され、樹齢は350年～400年といわれています。桜の満開時期は4月中旬頃で、この時期は昼夜を問わず盛岡市民や観光客でにぎわうほか、冬には桜の幹の周りをわらで覆う雪囲いが話題になるなど、盛岡市民にとって、季節を感じる樹木として親しまれています。

また、石割桜は、盛岡市の観光イベントである新型コロナウイルスの感染防止に配慮した形での「まち中の楽しみ」として令和2年に盛岡市が企画した観光イベント「デジタルスタンプラリー」のスタンプスポットにもなりました。

盛岡地家裁本庁では、例年7月下旬に夏休みイベントとして小学5、6年生を対象とした模擬裁判・模擬評議を行っており、毎年多くの子供たちが参加し、積極的に意見を出し合い、白熱した評議を見せています。このイベントは、地元の大学生にも企画段階から携わってもらい、地域で連携して法教育に取り組んでいます。

盛岡



盛岡市から見える岩手山は、標高2,038メートルであり、別名「南部片富士」と呼ばれ、ふるさとの山として県民に親しまれており、また、コマクサ、チングルマ、オオバキスミレなど、数多くの高山植物を楽しむことができ、登山愛好家の方々からも親しまれています。

盛岡の夏の風物詩「盛岡さんさ踊り」は、藩政時代から伝わる盆踊りで、毎年8月1日から4日の日程で、メイン会場である市の中心部において、踊り、笛、太鼓の大迫力のパレードを見ることができます。

二戸



二戸市の隣町一戸町に所在する御所野遺跡は、今から約4,500年前の縄文時代中期の大規模集落跡として、竪穴住居や掘立柱建物跡などのほか、墓地、祭祀で使われたと思われる配石遺構などが見られ、この地に人々が定住し集落がつくられていた様子がうかがえます。御所野遺跡を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、現在、世界遺産登録を目指しています。

二戸のある県北地域では古くからそばの栽培が盛んで、どこの家庭でも冬に客や家族がそろった時には、体を温め、手軽に作れて、みんなで鍋を囲むことができる「そばかけ」が食べられています。「かけ」の由来はいくつかあって、そば打ちの際に出る「かけら」のこととか、この地方の方言の「かぁ、けえ」（どうぞ召し上がってください。）などと伝えられています。

花巻



花巻生まれの宮沢賢治は、岩手を「イーハトーブ」と名付け、「銀河鉄道の夜」や「風の又三郎」など数々の名作を残しました。賢治は、作家だけでなく、科学者、教育者、農業指導者、地質学者としても活躍しました。37年の短い生涯でしたが、賢治の命日である9月21日には、花巻市内にある「雨二モマケズ」詩碑の前で賢治祭が開催され、詩の朗読や野外劇、座談会などが行われます。

「わんこそば」は、花巻が発祥で、その歴史は、400年前、南部藩のお殿様が花巻城に立ち寄った際、そばを漆器のお椀に少量ずつ差し上げたところ、大変お気に召され何度もお代わりされたことから始まったという説があります。毎年2月には、「元祖わんこそば全日本大会」が開催されており、大食いのイメージがありますが、本来はおもてなしの食文化です。



宮沢賢治詩碑

宮古



浄土ヶ浜の地名は、約300年前に宮古山常安寺七世の靈鏡和尚が、「さながら極楽浄土のごとし」と感嘆したことから名付けられました。鋭くとがった白い流紋岩が林立し、一つ一つ違った表情を見せて海岸を彩ります。松の緑と岩肌の白、海の群青とのコントラストは正に一見の価値があります。

岩手県沿岸では、獲れたてのウニを牛乳瓶に詰めて保存するスタイルが一般的です。この独特のスタイルからヒントを得て考案されたのが「瓶ドン」です。宮古の旬の海の食材を牛乳瓶に入れ、その場でご飯にまるごとかけて食べる体験型のご当地丼です。

## 遠野



柳田國男の「遠野物語」は、遠野地方で語り継がれてきた数多くの民話を編さんしたのですが、その話には、具体的な地名や集落のほか、実在の人物とおぼしき人が登場することもあり、正に地域に根付いた民話と言えます。市内の至る所にその舞台となった場所や名残りが今も多く残されており、数多くの民話が、「語り部」によって語り継がれています。

遠野で焼肉といえば、ジングスカンのことです。花見や祭りなど、人が集まる機会に、空気穴が開いたブリキのバケツに固形燃料を入れてジングスカン鍋を熱して羊肉を焼くスタイル「バケツジングスカン」で食べられています。

平安時代末期に奥州藤原氏初代清衡公によって始められた鉄の鑄造は、奥州市水沢羽田地区に根付き、今でも60軒ほどの工房や工場で南部鉄器が作られています。鉄瓶や湯釜、鍋など素朴で温かみのある南部鉄器は、使い込むほどに味わいが深くなります。

また、奥州市内には日本唯一の牛専門博物館があり、前沢牛の歴史だけでなく、牛と人との関わりなど民俗学的な視点からの展示もされています。

奥州  
(水沢)

## 一関



一関市の隣町、平泉町に所在する中尊寺金色堂は、1124年に奥州藤原氏初代清衡公が、極楽浄土の有様を具体的に表現しようと、往時の工芸技術を集約し上棟された御堂です。堂内にある孔雀のあしらわれた須弥壇の中には今も、初代清衡公、二代基衡公、三代秀衡公、四代泰衡公の亡骸が、金色の棺に納められ安置されています。中尊寺を含む平泉に点在する文化遺産は、2011年、ユネスコ世界文化遺産に登録されました。

「もち文化の街」と呼ばれている一関では、正月に限らず、節句や冠婚葬祭といったハレの日など、1年に60回は餅を食べるといわれ、餅料理の種類も地域や家庭によって様々なものがあります。また、大食い自慢が5分の制限時間で競う「わんこもち」大会も開催されています。一関地方の「もち食文化」は、2013年、ユネスコ無形文化遺産として登録された「和食」の一例として紹介されています。



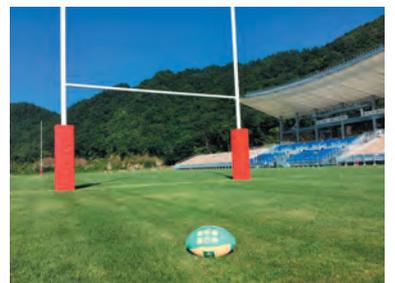
中尊寺金色堂（中尊寺所蔵）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県にも沿岸部を中心に大きな被害をもたらしました。裁判所も例外ではなく、沿岸部の支部や簡裁の多くに、庁舎の破損や津波による浸水といった被害が生じました。

しかし、そのような中で釜石簡裁では、庁舎を避難所として開放し、多くの被災者を受け入れました。この間、職員も市の災害本部と協力し、支援物資の配分や子どもへの文具の貸出など被災者にきめ細やかな対応を行いました。

また、最寄りの裁判所を利用することが困難な状況にある被災者に向けて民事及び家事分野を中心とした出張手続案内を行ったり、被災地における司法ニーズの増加に対応するために被災支部等への職員派遣を含めた支援態勢を整備したりするなど、被災地に向けた司法サービスを提供してきました。

岩手県内では、震災により親族が亡くなったり、行方不明になったりしたため、相続放棄や未成年後見人選任などの事件が増加しました。また、高台移転や防潮堤、復興道路の建設などの復興事業を進めるにあたり、所有者の所在が不明な土地についての不在者財産管理人選任の事件も増加しました。これらの事件の増加に対しても、自治体や岩手復興局などの関係機関とも連携しながら、迅速な処理に努めることで、被災者をはじめ地域住民の生活を支援してきました。震災から10年が経過し復興は着実に進んでいますが、現在も宅地整備をはじめとする暮らしの再建や道路整備等の復興事業が行われている状況です。今後も復興への歩みを進める中で、裁判所も地域社会と連携しながらその役割を果たしてまいります。

釜石鶴住居復興スタジアム  
(釜石市提供)

令和元年9月、市民らの誘致活動によって、ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催され、復興に向かって歩みを進める釜石市を世界にアピールする光景となりました。

# Report on Foreign Judiciaries

シンガポールとオーストラリアは、経済面や観光面で、日本と密接な関係にあります。裁判官の相互交流も盛んに行われています。オーストラリアには毎年3名の裁判官らが留学していますし、シンガポール国立大学へも裁判官が短期派遣されています。

宮崎裕子（みやざきゆうこ）最高裁判事は、令和2年2月、シンガポールとオーストラリアに出張し、現地の司法事情を視察するとともに、最高裁判所長官をはじめ多くの法律家と意見交換を行いました。



- ▲ シンガポール国家裁判所にて  
電光掲示板に判事の来庁が表示されました。
- ◀ シンガポール最高裁判所にて  
メノン最高裁長官を表敬訪問し、意見交換を行いました。

## Singapore

シンガポールは、裁判手続のIT化に20年以上前から段階的に取り組んでおり、IT化が最も進んだ国の一つとされています。人々はインターネットを通じて、民事や家事の裁判手続を申し立てることができ、事件によっては、電子的に提出された書面だけに基づいて審理判断がされます。法廷で口頭弁論がなされる事件ももちろんありますが、口頭弁論の内容は同時音声入力で即時に自動反訳されて電子データ化され、口頭弁論の過程で参照された訴訟書面や証拠が即座に法廷内のスクリーンに表示されるなど裁判手続のIT化が法廷内における弁論内容の可視化にも役立てられています。現在ではAI技術の導入も進められており、例えば交通事故による損害賠償事件について、過去の裁判例情報をもとに、訴訟が提起さ

れた場合にどのような判断になるかについてAIに予想させ、裁判所はAIで予想された損害賠償額を前提に、紛争当事者間での話し合いによる解決を勧めるといった取組が行われています。その他にも、音声の自動翻訳技術を用いることで法廷通訳の質を向上させる取組や、軽微な刑事事件において、罰金の支払いを命じる判決が下された直後に、裁判所内に設置された自動納付機で罰金を支払うことを可能にする仕組みの導入などユニークな取組がされています。

- シンガポール国際調停センターにて ▶  
仲裁等をする部屋と事務室間で文書等を運搬するロボット





◀ ニューサウスウェールズ州最高裁判所にて  
バサースト最高裁長官（右）とワード最高裁判事（左）  
と意見交換する機会を得ました。



▶ ACT最高裁判所にて  
ムレル最高裁長官と意見  
交換を行いました。

## Australia

オーストラリアでも、裁判手続のIT化が積極的に進められており、連邦裁判所では約20年前からインターネットで書面提出ができるようになり、2020年1月からは訴訟記録が全面的に電子化されています。ウェブ会議システムによって行われる審理も多くなり、国土の広いオーストラリアの各地に常駐する裁判官が、専門的知見に応じて、遠隔地の事件を担当することが可能なナショナル・コート・フレームワークも導入されています。また、離婚事件では、子の養育などの論点について双方が希望を入力し、争点についてはチャット機能を通じて交渉することで合意を目指し、最終的に和解条項が示されるというソフトウェアも開発、導入されています。オーストラリアは連邦制なので、ACT（オーストラリア首都特別地域）及び各州にもそれぞれの裁判制度がありますが、これらの裁判所のIT化は地域ごとに個別に行なわれています。キャンベラにあるACT最高裁判所の建物は2018年暮れに完成した最新式のもので、その最もIT化が進んだ刑事法廷では、電子化された記録を法廷でスクリーンに出して見ながら審理ができることはもとより、証人の証言の際に、地図や図面を法廷内のスクリーンに出して、裁判官、検事、弁護人、証人

がそれぞれ別の色で書き込みをしながら証言内容を確認することができる上、その書き込みのあるデータを保存することもでき、法廷内では裁判官、当事者のみならず傍聴席にいる傍聴人にも音声と同じように聞き取れるような音響設備も設置されています。

## おわりに

わが国においても裁判手続等のIT化が進められています。宮崎最高裁判事と両国の関係者との意見交換においては、IT化を進めることで、より利用しやすく、質の高い裁判が可能になるという認識で一致しました。



▲ オーストラリア連邦最高裁にて  
キーフェル最高裁長官（中央）及び最高裁判事と懇談し、両国の司法の実情を報告しあうなど交流を深めました。



## 裁判員制度

### 司法の窓（第86号）

2021年（令和3年）5月発行

最高裁判所

東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>

写真，イラスト，対談記事及び記名記事以外の転載は自由です。